

校務系端末ポップアップ広告掲載事業仕様書

校務系端末（モニター）への広告掲載事業者を次のとおり募集します。

○募集物件等について

名 称	校務系端末ポップアップ広告	
内 容	北九州市立学校に勤務する教職員等が、業務に使用する校務系端末のログオン時及びログオフ時の画面上にポップアップ広告画像を表示させるもの。	
仕 様	広告	【掲載面・位置】 ・別紙のとおり 【広告用画像データ（原稿）】 ・データの形式 J P E G形式 ・データの画素数 幅 8 5 7 ピクセル×高さ 6 0 0 ピクセル ・データの容量 5 0 0 K B程度 ・データの色 カラー 【枠数】 ・4 枠（3 秒ごとに切り替わり） ※ 原稿枠内に、 広告 の表示を明記してください。 ※ 広告掲載位置等の詳細は別紙のとおり
	表示台数	約 6 , 8 0 0 台
	表示サイズ	パソコンの全画面の約 5 0 %
	表示頻度	ログオン時及びログオフ時に毎回表示
	表示期間	・令和 7 年 6 月 1 日（日）～ 令和 8 年 3 月 3 1 日（火）
	表示時間・方法	・ログオン時及びログオフ時ともに 15 秒間、又は利用者が画面上の「広告終了」ボタンをクリックするまでの間のいずれか早い時間です。 ・広告画像は、3 秒で切り替わります。（1 画像しかない場合は、継続して表示されます。） ・広告画像は 1 回の表示につき、4 画像まで設定可能です。 ・画像の表示イメージ、表示方法の詳細は別紙のとおりです。
セールスポイント	教職員にターゲットを絞った広告効果が期待できます。	

その他留意事項	・ 広告主の選定の際は、事前に市へご相談ください。 ・ 広告内容及びデザインについては、内容により修正をお願いする場合があります。 ・ 広告掲載期間中に、広告内容が不適切になったと市が判断する場合、広告内容の変更をお願いすることがあります。 ・ ホームページにリンクする機能はありません。
広告掲載が好ましくない業種・内容	・ 北九州市広告掲載要綱及び北九州市広告掲載基準に準ずるものとします。 (内容・デザイン等については事前審査をします。)
入稿日 入稿方法等	・ 広告の更新は1ヶ月に2回まで可能です。 ・ 広告主候補について、市が定める期日までに報告してください。 ・ 報告を受け市が審査した結果、広告主として認められた場合は、広告事業者側で広告原稿の電子データを作成してください。 ・ 電子データは掲出する月の前月の20日(当該日が休日等の場合はその直前の開庁日)までに、電子メール又はCD-R等の記録媒体により提出してください。

※ 広告用画像データ(原稿)の作成にかかる費用等、広告掲載に係る費用は事業者の負担となります。

※ 提案価格には上記費用を含んでおりません。

○申込みについて

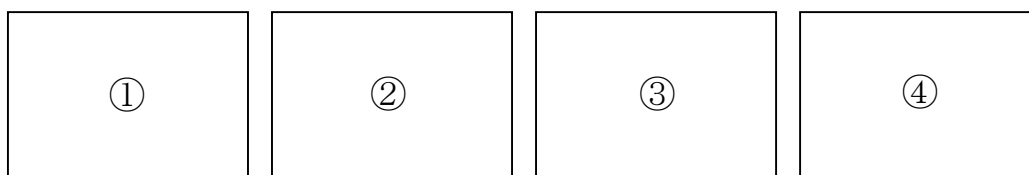
申込対象	広告代理店
申込方法	別途「校務系端末ポップアップ広告掲載事業募集要項」に記載。 募集要項等の配布については本市ホームページの「広告事業者の募集」ページからダウンロードしてください。
申込締切	令和7年5月8日(木)午後5時まで
申込み先	北九州市教育委員会事務局学校教育部教育情報化推進課 担当：伊達、廣瀬 〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号(小倉北区役所庁舎東棟7階) TEL：093-582-3445 FAX：093-581-5873 E-mail：kyou-jouhou@city.kitakyushu.lg.jp

【広告表示イメージ】



- ・校務系端末のログオン時及びログオフ時の待機画面を利用し、最前面に表示されます。
- ・15秒が経過、または右下の「広告終了」ボタンをクリックすると表示が消えます。
- ・広告は3秒ごとに切り替わり、最大4種類まで表示されます。
- ・広告を切り替えたくない場合や、次の広告に進みたい場合は左下の「一時停止」、「次の広告」ボタンで操作できます。
- ・広告からホームページ等へリンクする機能はありません。

【画像の表示順】



- ・入稿された広告画像に番号を振り、最初に表示される画像をランダムで選択し、以降は番号順に周回します。(例：②→③→④→①)
- ・最初に表示される画像は全対象端末ごと及び校務系端末のログオン、ログオフごとにランダムに選択されます。表示順の指定や統一はできません。